

教総第1524号

平成23年3月30日

各課所館長様

教 育 長

「職員の自己啓発等休業に関する条例」及び「職員の自己啓発等休業に関する規則」の制定について（通知）

「職員の自己啓発等休業に関する条例」（平成23年埼玉県条例第10号）及び「職員の自己啓発等休業に関する規則」（平成23年埼玉県人事委員会規則22-1）が公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

自己啓発等休業制度導入の趣旨を踏まえ、同制度の取得しやすい職場づくりに御協力くださるようお願いします。

なお、概要については、別紙のとおりです。

担当 総務課人事担当 松本・矢島  
電話 048-830-6622

## 自己啓発等休業制度の概要

### 1 対象

#### 常勤職員

※臨時的に任用される職員、任期を定めて任用される職員、非常勤職員は対象外。

### 2 内容

職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認することができる。

#### (1) 休業事由

##### ①大学等課程の履修

大学（大学院含む）・短期大学・外国の大学・高等専門学校・専修学校・各種学校などの課程を履修

##### ②国際貢献活動

○JICAが行う開発途上地域における奉仕活動

○姉妹提携を締結している外国の州・省で行われる奉仕活動

#### (2) 休業期間

①大学等課程の履修：2年間（大学院博士後期課程等、特に必要な場合は3年間）

②国際貢献活動：3年間

#### (3) 給与：無給

##### ○職務復帰後における号給の調整：

職員としての職務に特に有用であると認められるものは100分の100以下、それ以外のものは100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなし、復帰日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に調整する。

##### ○退職手当：

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、自己啓発等休業をした期間（内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合等※については、その期間の2分の1）を在職期間から除算する。

※休業の期間の初日の前日までに、任命権者が知事の承認を受ける必要がある。

##### ○期末手当・勤勉手当：

基準日に自己啓発等休業をしている場合はいずれも支給されない。

※基準日に在職している職員が6か月以内に自己啓発等休業をしている場合

・期末手当に係る在職期間：自己啓発等休業取得期間の2分の1を除算

・勤勉手当に係る在職期間：自己啓発等休業取得期間の全期間を除算

**(4) 定数上の取扱い**

定数条例上、定数外として取り扱われる。

**(5) 分限及び懲戒並びに服務**

分限及び懲戒については、規程の適用を受ける。

**(6) 共済制度及び災害補償**

休業中も引き続き公立学校共済組合の組合員となるが、休業期間中は地方公務員災害補償法は適用されない。

**3 施行期日**

平成23年4月1日

## 自己啓発等休業の手続きについて

### 1 自己啓発等休業の取得を検討しているとき

職員は大学等課程の履修の場合には大学等教育施設に受験の手続き等をする前までに、国際貢献活動の場合には活動組織に応募する前までに自己啓発等休業申出書（「自己啓発等休業の運用について」（平成23年3月30日教総第1493号。以下「運用通知」という。）様式第1号）を所属長へ提出すること。（所属長は総務課長へ提出。以下2、3及び4（1）において同じ。）

### 2 自己啓発等休業の承認を申請するとき

職員は原則として自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書（服務規程（昭和51年3月31日埼玉県訓令第4号）様式第16号の5）と確認書（運用通知様式第2号）を所属長へ提出すること。

### 3 承認を受けた自己啓発等休業の期間の延長を申請するとき

職員は原則として承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書（服務規程様式第16号の5）を所属長に提出すること。ただし、延長は1回に限るものとする。

### 4 自己啓発等休業の取得期間中に大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告するとき

#### （1）修学又は活動を取りやめたとき等

職員は自己啓発等休業状況報告書（服務規程様式第16号の6）を所属長へ提出すること。

#### （2）その他の報告

職員は修学又は活動及び生活の状況について、修学の場合には1学期に1回程度、活動の場合には半年に1回程度所属長へ報告すること。